

意見公募手続結果概要

(様式2)

令和7年3月3日

担当部課 こども未来部こども政策課

【案件名:第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画(原案)】

令和7年1月15日～2月14日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

①提出意見の件数

合計 3 名 (提出者の人数)

延べ 8 件 (意見を内容別に集計しています。)

②意見の内容別

- ・教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容に関するもの 2 件
- ・ひとり親家庭等の自立支援に関するもの 1 件
- ・子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりに関するもの 1 件
- ・性教育に関するもの 1 件
- ・基本目標に関するもの 3 件

合計 8 件

③提出意見に対する市の考え方

提出された意見	意見に対する考え方
令和7年4月2歳児クラス入園希望でしたが、今回も落選しずっと待機児童で保育園になかなか入れなく、退職しなければならなくなりました。待機児童問題はどうお考えでしょうか。	待機児童・保留児童の解消は喫緊の課題と認識しており、とりわけ子どもを受け入れたくても保育士が足りず、受け入れられない状況を改善するため、令和7年度に市独自の新たな保育士確保策を進めてまいります。 また、今後の教育・保育事業の量の見込みと提供体制としては、令和8年度に認定こども園の新設を予定しています。認定こど

	も園の新設により、0歳児、2歳児及び3歳児以上は、令和8年度以降に提供量を確保できる効果を見込んでおります。 全体調整のなか、1歳児は、公立・民間含め、定員を超えたさらなる弾力対応を図るなど、特定教育・保育施設との連携を図り、保育需要が著しく増加した場合は、その対応を検討してまいります。
88 ページ「(3)ひとり親家庭等の自立支援の充実」について 今年、2025 年 1 月に起こった父子心中事件のような悲しい事件が起こらないよう、母子家庭と父子家庭では、抱える悩みや困り事が違うとは思いますが、それぞれに寄り添った悩みに答えられるようによろしく願いいたします。	現在、母子家庭及び父子家庭ともに、ひとり親家庭等への自立支援として、こども支援課に配置する母子・父子自立支援員を中心に、各種制度の情報提供や就労、子育ての悩み等について、支援を行っております。 また、困りごとが多岐に渡る場合には、庁内外の関係機関と連携して、支援に当たっているところでございます。 今回いただきましたご意見につきましても、参考とさせていただき、よりきめ細やかな支援を進めてまいります。
57 ページ「基本目標5 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり」の「(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」について 素晴らしい取組だと思いました。小宮信夫先生の提唱する「犯罪機会論」等取り入れていただいて子ども達を性犯罪から守ってほしいです。	57 ページには第2期計画期間内の取組みを記載しており、第3期計画においても子どもを犯罪等の被害から守るため、警察、行政、保育施設、学校、地域等の連携や協力により、子どもの安全・安心に努めてまいります。
本計画案には無かったのですが、地域によっては、こども計画案に、子供達に「SOGI」を元にした「性教育」を受けさせることが目標	「生命(いのち)の安全教育」を活用し、担任、教科担当だけでなく、各校養護教諭とも連携し、学校の実態、子どもたちの成長に

に入っていると聞いて不安視しています。「包括的性教育」やインターネットのインフルエンサーに影響を受け、精神的に不安定な子供達が不可逆的な思春期ブロッカーやホルモン剤、性転換手術等を行う事例がアメリカ等欧米で問題になっています。四條畷市では、このような「包括的性教育」を子供達に受けさせるようなことはせず、自然な成長を見守り、文科省の「生命の安全教育」で心身を守る大切さを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。	応じた、心身を守る大切さについて指導をおこなっています。 教科の指導としましては、小学校では、体育科(保健領域)で、体の発育・発達、思春期の体の変化、体をよりよく発育・発達させるための生活について、指導を行っています。 中学校では、保健体育科(保健分野)において、身体機能の発達と個人差、生殖に関わる機能の成熟と適切な行動について、指導をおこなっています。 また、小中学校では、「性の多様性を認め合う児童生徒の育成」が求められており、小学校では、違いを認め合う、個人の尊厳といった、「多様性の尊重」を、中学校では、複数の性の捉え方・多様なパターンといった、「多様な性の在り方」を人権教育の視点で取り組んでいます。
長年乳児の育児支援をしてきた公認心理師です。「子どもにとって最善の利益を確保する」という本事業計画の趣旨に則り、子どもの健やかな育ちを願って、以下のように提案いたします。第4章 2 基本目標について61 ページ 基本目標1について「一人ひとりかけがえのない存在として認められる」の箇所について。第2期と文言がほぼ同じでありながら、第2期の文言にはあった「個性ある」が抜けたのは何か理由がありますでしょうか。目標2にあるような一人ひとりの子どもの健やかな育ちは、まさに、生まれ出て	個性の尊重については、基本理念に「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」として掲げており、「個性ある」は「一人ひとりかけがえのない存在」に包含される内容としてとらえています。

すぐからすでに個性豊かである子どもが、一律の対応ではなく、一人ひとりのニーズに基づき発するサインに個別のニーズに合った度合いで応えてもらえる中から実現していきますので、「個性ある」を残すことを提案いたします。また、社会一般に、「子どもの個性」というと、ある程度年齢のいった子どもが想定されやすく、乳児もそれぞれ個性があることや、乳児へな一律の対応が子育てを難しくしがちなことが見落とされがちであることを踏まえ、「一人ひとりかけがえのない存在として認められる」の部分を「この世に生をうけた瞬間から一人ひとりかけがえのない個性ある存在として認められる」といったような主旨の文言に変更することを提案します。	
61 ページ 基本目標2について「子育ての基礎となる家族を支えるための家庭支援が重要です。」のところについて、例えば「子育ての基礎となる家族を支えるための家庭の支援が重要であり、中でも子育ての出発時点である産前産後と乳児期の家族への支援に重点を置くことが重要です。」というように、子育ての出発時点への注力に言及することを提案します。理由 何事も、最初のボタンを掛け違えれば、その後苦労しますし、最初のボタンがうまくかけられれば、スムーズにいきやすいものです。子どもから見た自らの発達という点でも、親から見た子育てという点でも、初めから適切な情報とサポート	基本目標2の表記につきましては、乳幼児期の取組みを継続するとともに、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保証できるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護のための幅広い施策を進めてまいります。 なお、本計画における「子ども」とは、胎児から乳児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとしており、全ての子どもと保護者を対象とした施策を展開しております。

を十分に得て安心して子育てを始められることで妊娠～乳児の時期にしっかりと土台を作ることができれば、その後の発達課題は、自然と楽に、適切に積みあがっていきやすいことでしょう。反対に、最初の土台作りが不安定であれば、その上に様々な発達課題を積み上げることは困難や歪さが生じやすくなります。より若い時期に、より課題が大きくなる前に資源を投入することによって子ども自身と保護者のつらい時期やそれを乗り越えるための労力を減らすことができます。すでに課題が出て難しくなってからの対処に多くの資源を割くよりも、限られた資源を、より源に近い上流にふんだんに投入することは、市の経営戦略としても理にかなっているかと思います。ネウボラなど、産前産後を支える施策が増えていっていることは非常に素晴らし今ことと思います。産前産後及び乳児の子育て初期への十分な投資が市の重要な子育て戦略であるという構図をより明確にすることで、その時期への具体的な効果的な支援をさらに増やしていただければと思います。	
62ページ 基本目標3について「健康診査や訪問指導が重要です。」の後に、「そして、母乳で育てたい母親が母乳で育てやすいような支援が提供されることが重要です。」といった文言を入れることを提案します。理由 子どもの権利条約第24条には、「社会	基本目標3の表記については、母乳育児も含め、さまざまな母子の健康にかかる内容を大きく記載しており、64 ページ以降で施策の展開を記載しております。 お示しいただきました、母乳育児についての意義は認識しており、これまでも母子保健

のすべての構成員特に父母及び児童が児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること」と書かれています。母乳で育てることができると、母子の生涯の心身の健康に寄与することは数多くの研究から明らかである一方で、日本の出産施設は、母乳で育てやすいための支援（WHO／ユニセフの10ステップ https://jalc-net.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/10steps_poster_A4.pdf ）を提供していないことが多く、母親たちは子育てのスタート時点から、母乳の授乳について、（出産施設で適切な支援を受けられれば味わずに済んだ可能性の高い）苦労を経験することが非常に多いのが現状です。母乳で育てることで産後うつが減ることがわかっている一方で、母乳で育てたかったのに、思い描いたような母乳育児ができないときに産後うつになりやすいことも明らかになっています。母乳育児がしやすくなる支援の整ったの出産施設が少ない現状だからこそ、市の施策として、子どもの権利条約に書かれているような、「母乳による育児の利点について情報を提供し、その知識の使用について支援する機会」を妊娠中から提供することを、親子の健康確保と増進のキ	に関する各教室や相談、「こんにちは赤ちゃん事業」等を通じて、相談や情報提供を実施しており、母子の状況に応じた支援に努めております。
--	--

ーポイントの一つに据えることが重要だと考えます。	
113 ページ 第 6 章 1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容について 21ページの母親の育児休業取得状況に、「0歳児クラスで保育施設への入所を希望する人が減り、1歳児クラス以降に入所を希望する人が増えていることが推察されます。」とありますので、それに呼応するような施策の方針を、ぜひ、ここに明示してほしいと思います。理由 産後の職場復帰を考えていても、実際に赤ちゃんを産んで育てていく中で、できればもう少し長く子どもと一緒にいられれば、と望むようになっていくケースはよくみられます。残念ながら、経済的なあるいは就業先の事情によって、望むよりも早く職場復帰すること多いものですが、母子が望むよりも早い復帰の大きな理由の一つに、「保育園に入園するには今のタイミングしかないから」ということがあげられることも全国的によく耳にします。現在四條畷市でもそういった状況にあるかどうかは知らぬままでの意見で恐縮ですが、全国的に、経済面や就業上の事情ではなく、保育施設入園上の事情で母子が望むよりも早期の職場復帰となることが多々ある中、四條畷ではそうでないことを目指していることが在住者に伝わることは、安心して子育てしていける要の一つとなると思います。ぜひ、この推察に対	113 ページは教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容について記載しております。育児休業明けの入所希望者への施策につきましては、69 ページに記載しております。

する対応策として、母子が1歳を超えても共に居たいと思うときには、母子が望むより早いタイミングではなく、母子が望むだけ長い期間の後に、いつでも入園が可能なような柔軟な受け入れ態勢を確保していく趣旨を記載いただけたらと思います。	
--	--